

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小 山 貴 久
登録番号又は法人番号	0 8 0 8 1 9 2 6
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	小山行政書士事務所
事務所所在地	東京都渋谷区渋谷 3 - 2 5 - 1 0 小池ビル6 0 4
処分年月日	平成 2 9 年 4 月 2 8 日（理事会決議日）
処分内容（種類）	<p>廃業勧告及び7年の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第 3 号）</p> <p>※処分期間：平成 2 9 年 4 月 2 8 日～平成 3 6 年 4 月 2 7 日</p>
上記処分をした理由	<p>被処分者は、依頼者から在留資格変更許可申請を受任し報酬を受領したが、当該申請を行わず、虚偽の経過報告をして依頼者を欺罔した。そのため、依頼者の在留期限が徒過し、入管法違反（不法残留）に至っている。</p> <p>被処分者には他に3件の苦情申し立てがなされている。うち1件は本件同様、被処分者による不適切な対応及び虚偽の経過報告等により、依頼者が不法残留に至っており、申立人自身が新聞のコラムで被害を訴えている。</p> <p>被処分者の上記行為は、重大な人権侵害であり、行政書士制度及び申請取次制度の根幹に関わる、決してあってはならない不当なもので、行政書士法第 1 0 条に定める行政書士としての信用及び品位を害すべき行為に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 1 0 条（行政書士の責務）</p> <p>第 1 0 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>